

地域における給油所過疎対策への取組に関する調査の 結果に基づく通知に対する改善措置の概要

総務省中国四国管区行政評価局は、給油所(サービスステーション)(以下「SS」という。)の減少により、自家用車等への給油や移動手段を持たない高齢者世帯の灯油の確保等に支障を来す給油所過疎問題が全国的な課題となっていることから、地域における給油所過疎の実態や給油所を維持するための取組について調査し、その結果を踏まえ、経済産業省中国経済産業局に対し、必要な改善措置について通知(令和2年4月23日)しました。

この度、同経済産業局から、改善措置状況の回答(令和3年12月22日)がありましたので、その概要を公表します。
なお、当局では、同経済産業局の今後の取組状況について引き続き注視していきます。

※ 結果報告書等は、ホームページに掲載しています。
(URL : <https://www.soumu.go.jp/kanku/chugoku.html>)

【本件照会先】

総務省中国四国管区行政評価局
評価監視部 第5評価監視官 橋口 康也 (電話:082-228-6214)



1 調査結果及び通知事項

調査結果

- **現時点で給油所過疎対策に取り組む市町村は少数**
 - ・ 調査対象20市町村のうち、既に給油所過疎対策の実施・検討を行っているのは5市町村
 - ・ 対策が行われていない理由は、現時点で給油所過疎の問題が顕在化していないとの認識
 - ・ 一方、長期的な対策の必要性は感じているものの、対策の検討について、どう取り組んでよいか分からない、方針に迷うとする意見が多数
- 中国経済産業局は「SS過疎地対策」(注)の周知等を行っているものの、調査対象市町村の**多数が取組内容を未把握**
- 市町村からも、**情報交換、意見交換の場を求める意見が多数**

(注) 市町村内の給油所が3か所以下の市町村を「SS過疎地」、最寄りの給油所までの道路距離が15km以上離れている住民が所在する市町村を「道路距離に応じたSS過疎地」と定義し、これらの地域を中心とした給油所過疎対策の取組

地域住民の意見

- 近隣の給油所の状況について、**多くの住民が不便・不安を認識**

関係機関（石油商業組合、JA全農）の意見

- 行政の主導による**関係者の問題意識の共有、対策の検討の場が必要**と認識

通知事項

地域に最も身近な存在である市町村が給油所過疎対策の必要性を認識するとともに、将来的にリーダーシップを発揮し、給油所の存続に向けて取り組むことができるよう、次の措置を講ずることが必要

- **関係機関による協議、情報共有等の場を各県ごとに設け、連携を強化**
- **協議、情報共有等の場において、SS過疎地対策の取組を周知**
(まずはSS過疎地や取組への意欲のある市町村を対象とし、順次拡大)
- **上記の協議、情報共有等の場において、当局の調査結果も活用**



2 通知事項に対する中国経済産業局の改善措置

SS過疎市町村等会議の開催

- 中国経済産業局では、市町村がSS過疎地対策を検討するための情報共有や意見交換を行うことを目的として、管内の各県ごとに、県、市町村、石油商業組合、JA等の関係機関を集めた「SS過疎市町村等会議」を開催（中国地方のSS過疎地等の45市町村のうち、35市町村が参加）
（島根県：令和2年11月24日、岡山県：令和3年2月4日、広島県：同年5月18日、山口県：同年7月15日、鳥取県：同年7月27日開催）
- 同会議において、SS過疎地対策の取組事例の紹介と課題解決に向けた説明を行ったほか、地域が一体となったSS過疎地対策に係る計画を策定する取組への支援を行う「SS過疎地対策計画策定支援事業」等の公募情報の周知を行うとともに、SS過疎地等の最新状況を提供。会議に参加した市町村を対象としたアンケートでは、「SS過疎地の現状や対策の必要性が理解できた」とする回答が92.5%
- 同会議では、中国四国管区行政評価局から、調査結果を基に、各県における現状や給油所過疎対策の取組等について説明を行い、情報を共有

SS過疎地等の市町村に対する支援の実施

- 中国経済産業局では、上記会議等で把握したSS過疎地対策への課題等があったとした18市町村の中から、燃料供給への支障又は課題に対して具体的な問題点を把握していた4市町村等に対し、SS過疎地対策の検討について働きかけなどの支援を実施。その結果、4市町村において、以下の取組に着手

市町村	取組内容
A	現在支援しているSSを地域住民の利便性を考慮し、好立地の場所へ移転することを視野に、国の補助事業の内容を確認した上で、申請の可能性を検討
B	SSに対しヒアリングを行った上で、燃料供給に係る問題点を整理し、今後も継続して住民からの聞き取りを行い、SSの継続維持の方向性を検討
C	供給側であるSSへのヒアリングを全て終了しており、今後は需要側の中でも特に大口需要者の地元事業者へのヒアリングを行い、SSの維持継続の方向性を検討する予定
D	今後、住民アンケートによりSSの廃止等に伴う燃料供給の支障等の有無を把握する予定

地域における給油所過疎対策への取組に関する調査に基づく通知に対する改善措置状況（フォローアップ）

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 令和元年7月～2年4月
- 2 調査対象機関等
 - (1) 調査対象機関 中国経済産業局
 - (2) 関連調査等対象機関 島根県、岡山県、広島県並びに3県内の20市町村（注）、各県石油商業組合、全国農業協同組合連合会（JA全農）
（注）調査対象とした市町村は、浜田市、美郷町、邑南町、津和野町、津山市、高梁市、真庭市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、吉備中央町、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市及び世羅町
- 3 調査担当 中国四国管区行政評価局

【通知日及び通知先】 令和2年4月23日 中国経済産業局

【回答年月日】 令和3年12月22日

【調査の背景事情等】

- 近年、人口やガソリン需要の減少等により給油所（サービスステーション・SS）の経営環境が厳しくなり、農機具用の軽油、移動手段を持たない高齢者世帯の暖房用の灯油等の確保に支障を来す給油所過疎問題が全国的な課題
- 中国地方における給油所数は、3,036か所（平成21年度末）から2,300か所（平成30年度末）に減少（10年間で24.2%減）
- 経済産業省は（資源エネルギー庁）は、地方公共団体に対して、SS過疎地（市町村内のSSが3か所以下の市町村）対策の必要性の周知等を行うとともに、地方公共団体のリーダーシップの下で、SS過疎地対策の取組の一助とするため、検討に必要な手引きとして「SS過疎地対策ハンドブック」を策定するなどにより、SS過疎地問題の解決に向けた取組や関係機関の協力体制の構築を促している。
- 地域における給油所過疎対策について、効果的で持続的な取組を促進することが必要

所見表示事項	左に対する改善措置
<p>○ 関係機関における給油所過疎対策への取組状況</p> <p>地域に最も身近な存在である市町村に給油所過疎対策の必要性を認識してもらうとともに、将来的にリーダーシップを発揮し、給油所の存続に向けて取り組むことができるよう、これまでの取組に加えて、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 中国5県の県、市町村、県石油商業組合、JA等の給油所過疎対策に係る関係機関による協議、情報共有等の場を各県ごとに設け、連携を強化して対策に取り組むこと。</p>	<p>当局では、これまでも市町村に対し、SS過疎地への支援策として、SS過疎地対策計画策定支援事業の公募情報等をメール等で提供するとともに、施策説明会を開催しSS過疎地対策として活用できる補助金事業等の説明を行ってきたほか、SSに対しても、各県石油商業組合を通じて支援策の公募情報等の情報提供を行ってきたところである。</p> <p>今回の通知を踏まえ、市町村にSS過疎地対策の必要性を認識してもらい、将来的に市町村が自主的に給油所の存続に向けて取り組むことができるよう、これまでの取組に加えて、以下の措置を講じた。</p> <p>① 市町村にSS過疎地対策の必要性を認識してもらうとともに、市町村がSS過疎地対策を検討するための情報共有や意見交換を行うことを目的として、中国地方の県、市町村、石油商業組合及びJAの関係機関を集めた「SS過疎市町村等会議」を各県ごとに開催し、SS過疎地対策の検討に必要な情報の提供を行うとともに、各関係機関の連携強化を図った。</p> <p>各県における開催状況は、以下のとおりである。</p>

表1 SS 過疎市町村等会議の開催状況

開催県	実施日	参加機関
島根県	令和2年 11月24日	島根県、浜田市、益田市、大田市、雲南市、美郷町、 吉賀町、島根県石油商業組合、全国農業協同組合連合 会、中国四国管区行政評価局、中国経済産業局 計11機関
岡山県	令和3年2 月4日	岡山県、津山市、高梁市、備前市、真庭市、鏡野町、 奈義町、西粟倉村、久米南町、吉備中央町、岡山県石 油商業組合、全国農業協同組合連合会、中国四国管区 行政評価局、中国経済産業局 計14機関
広島県	令和3年5 月18日	広島県、広島市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市 市、府中町、熊野町、世羅町、広島県石油商業組合、 全国農業協同組合連合会、中国四国管区行政評価局、 中国経済産業局 計13機関
山口県	令和3年7 月15日	山口県、山口市、萩市、岩国市、和木町、上関町、阿 武町、周防大島町、山口県石油商業組合、全国農業協 同組合連合会、中国四国管区行政評価局、中国経済産 業局 計12機関
鳥取県	令和3年7 月27日	鳥取県、鳥取市、倉吉市、八頭町、江府町、若桜町、 鳥取県石油商業組合、全国農業協同組合連合会、中国 四国管区行政評価局、中国経済産業局 計10機関

(注) 会議開催に当たっては、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を考慮し、岡山県、広島
県、山口県及び鳥取県についてはオンライン開催とした。

なお、会議開催に合わせて、会議の参加者を対象としたアンケート調査を実
施し、その結果をみると、SS 過疎地の現状や過疎地対策の必要性が理解できた

<p>② 上記の協議、情報共有等の場に、まずは、情報提供や意見交換の場を求める意見を出している市町村やSS 過疎地の市町村に参加を依頼し、参加者に対し、以下について実施すること。</p> <p>i) エネルギー基本計画等の施策や SS 過疎地対策ハンドブックを周知し、その具体的な活用方法等についての支援や、給油所過疎対策の検討に必要な情報の提供</p>	<p>との回答が出席者全体の 92.5%を占めており、いずれの開催会場においても、SS 過疎地の現状や過疎地対策の必要性について、おおむね理解を得ることができた。</p> <p>② 中国四国管区行政評価局の調査において、情報提供や意見交換の場を求める意見が聞かれた 8 市町村を含む、調査対象となった 20 市町村及びこれら以外の SS 過疎地等に該当する 25 市町村（計 45 市町村）に対し、事前に電話、メール、訪問により趣旨説明を行うとともに、会議への参加を依頼し、その結果、上記の 35 市町村の参加を得ている。</p> <p>i) 上記会議において、当局から、SS 過疎地対策ハンドブックについて、SS 過疎地対策の取組事例の紹介と課題解決に向けた「3つのアプローチ」（①「地域のニーズにきめ細かく対応する総合生活サービス拠点化」、②「地域参加型で SS を運営する体制構築」、③「ビジネスモデルの大胆な見直し」）と 3つのアプローチを実行に移すための「4段階のプロセス」（①課題の認知、②検討、③実践、④評価・改善）を中心に説明を行うとともに、各県、各県石油商業組合、JA から SS 過疎地の現状と取組について説明を行うことにより、SS 過疎地対策の検討に必要な情報の提供を行った。</p> <p>第 6 次エネルギー基本計画案については、市町村に対する施策説明会等において、SS による供給体制確保に向けた取組として、高齢者向けサービス等を担う「地域コミュニティインフラ」の整備等について説明を行った。</p>
---	--

ii) SS 過疎地対策計画策定支援事業の応募資格となっている SS 過疎地等の最新情報を速やかに提供するとともに、SS 過疎地等の市町村と連携し、SS 過疎地対策計画の策定を支援

ii) 上記会議において、住民の利便性維持等のため燃料供給拠点の確保に向けて、地域が一体となった SS 過疎地対策に係る計画を策定する取組への支援を行う「SS 過疎地対策計画策定支援事業」の公募情報の周知を行う中で、SS 過疎地等の最新情報、老朽化した地下タンクの漏えい防止工事に対する補助等、各種施策を活用した取組事例等を提供した。

上記会議を踏まえて、市町村への支援の実施に当たっては、問題意識等を有している市町村から順に対応することとし、まず、SS 過疎市町村等会議の参加依頼を行った 45 市町村に対して行った事前のアンケート結果及び「SS 過疎市町村等会議」(35 市町村が出席)の会議後のアンケート結果並びに会議における発言内容を踏まえ、燃料供給への支障等又は課題があるとした 18 市町村を選定し電話ヒアリングを行った。

その結果を踏まえて、燃料供給への支障等又は課題に対して具体的な問題点を把握していた 4 市町村等に対し、SS 過疎地対策の検討について働きかけたところ、これら市町村では SS 過疎地対策の検討に向けて以下のような取組が着手された。

表 2 市町村における SS 過疎地対策への取組状況

市町村	取組内容
A	現在支援している SS を地域住民の利便性を考慮し、好立地の場所へ移転することを視野に、国の補助事業の内容を確認した上で、申請の可能性を検討することとしている。
B	SS に対しヒアリングを行った上で、燃料供給に係る問題点を整理し、今後も継続して住民からの聞き取りを行い、SS の継続維持の方向性を検討することとしている。

C	供給側であるSSへのヒアリングを全て終了しており、今後は需要側の中でも特に大口需要者の地元事業者へのヒアリングを行い、SSの維持継続の方向性を検討する予定としている。
D	今後、住民アンケートによりSS廃止等に伴う燃料供給の支障等の有無を把握する予定としている。

これら4市町村については、今後も継続して情報提供を行いながら、課題解決に向け、支援事業をはじめとする各種施策の活用働きかけを行うなど必要なサポートを行うこととしている。

このほか、今回上記の市町村への対応が定着した後、中国地方の他の市町村に対してもこれらの対応を広げること。

上記市町村への対応が定着した後、これまでの取り組みで得られた成果・課題をもとに、新たにSS過疎地に該当する市町村などを対象として施策等の周知及び各種支援方法を検討し、令和4年度以降、順次対応を行っていく予定である。

なお、SS過疎地への支援策の公募情報については、資源エネルギー庁からの通知を受け、その都度、メールによりSS過疎地等に該当する市町村などに情報提供している。

③ 上記の協議、情報共有等の場において、給油所過疎対策について検討する際には、当局の調査結果も参考にすること。

③ 各県で開催した「SS過疎市町村等会議」においては、中国四国管区行政評価局から「地域における給油所過疎対策への取組に関する調査」結果を基に、各県における給油所の現状や背景、給油所過疎対策の取組などの説明を受け、会議参加者に情報を共有した。